

2009年10月8日
(平成21年)

藤沢市長 海老根靖典様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

生活保護法（昭和25年法律第144号）の規定による
保護に関することに係る個人情報を目的外に提供するこ
とについて（答申）

2009年9月29日付けで諮問（第409号）された生活保護法（昭和25年
法律第144号）の規定による保護に関することに係る個人情報を目的外に提供する
ことについて次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下
「条例」という。）第12条第2項第4号の規定による目的外に提供する必要
性があると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たり個人情報を目的外に提供
する必要性は次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

東京弁護士会 会長 山岸 憲司より、弁護士法第23条の2（「弁護士会
は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事
項の報告を求めることができる。」）の規定に基づき、生活福祉課で保有する
生活保護受給者情報を提供して欲しい旨の照会がなされた。弁護士法第23条
の2の規定は目的外のために提供しなければならないことが義務付けられてい
る場合に該当せず、実施機関の裁量に委ねられている場合に該当するため、東
京弁護士会 会長 山岸 憲司に対し、生活保護受給者情報を目的外に提供する
ことについて、藤沢市個人情報の保護に関する条例第12条の規定に基づき、
藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 生活保護受給者情報を目的外に提供することについて

ア 目的外に提供する個人情報

- (ア) 生活保護受給の有無
- (イ) 申告する収入内容
- (ウ) 生活保護支給金額（月額）
- (エ) 生活保護受給期間

イ 目的外に提供する相手方

東京弁護士会 会長 山岸 憲司

ウ 目的外提供の根拠規定

弁護士法第23条の2

エ 目的外提供に対する実施機関の考え

(ア) 照会の法的位置づけ

本件の個人情報の目的外提供に係る照会は、弁護士法第23条の2に基づくものである。

弁護士法第23条の2「弁護士会は、前項の規定による申出に基き、公務所又は公私の団体に照会して必要な事項の報告を求めることができる。」としており、官庁・公共団体その他のものに対する照会による報告の請求権を認めたものであるが、各都道府県知事・市長はその照会に応じなければならぬ拘束力はない。

しかし、本件照会は、正当な請求権を有した東京弁護士会 会長 山岸 憲司によって行われるものであり、受け取った情報について守秘義務が課せられている。

(イ) 目的外に提供する必要性

本件の目的外に提供する個人情報は、生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり、他の代替手段が想定し難いものである。

また、本件の照会は、対象者が起こした交通事故に対し、三井住友海上が被害者に車両保険金として修理費用を支払ったため、三井住友海上が商法第662条（損害カ第三者ノ行為ニ因リテ生シタル場合ニ於テ保険者カ被保険者ニ対シ其負担額ヲ支払ヒタルトキハ其支払ヒタル金額ノ限度ニ於テ保険契約者又ハ被保険者カ第三者ニ対シテ有セル権利ヲ取得ス）に基づき被害者に代位し、対象者に支払を求める事件があり、訴訟の提起を検討するにあたり支払い能力の確認、生活保護を受給しているという情報の正確性の確認のため必要不可欠であり、正当な権限を有するものによって行われるものであるから、照会そのもの正当性及び公共性は、認められるものである。

よって、本件の目的外提供に係る個人情報の内容と趣旨等を勘案した結果、本件の照会に応じる必要があるものと判断する。

(3) 目的外に提供することに伴う本人通知について

目的外に提供する場合，当該個人情報の帰属者に対してあらかじめその旨を通知すべき義務が実施機関に存しているため本人通知を行うこととする。

(4) 提出資料

- ア 照会申出書
- イ 照会事項書
- イ 個人情報取扱事務届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は，次に述べる理由により，審議会の結論のとおり判断をするものである。

本件照会は，正当な請求権を有した東京弁護士会よって行われるものであり，本件照会の具体的必要性については，「対象者が起こした交通事故に対し，三井住友海上が被害者に車両保険金として修理費用を支払ったため，三井住友海上が商法第662条に基づき被害者に代位し，対象者に支払を求める事件があり，訴訟の提起を検討するにあたり支払い能力の確認，生活保護を受給しているという情報の正確性を確認する必要がある。」とのことである。また，実施機関では生活保護法の規定による保護に関する事務に係る個人情報であり，他の代替手段が想定し難いものであることを確認している。

以上のことから判断すると，目的外に提供する必要があると認められる。

以 上